

〔学術論文〕

## 社会的養護の前史 —明治期における児童救済事業の展開—

A Study of the Social Care for Children in Japan :  
Focusing on Charitable Work and Social Policy in Meiji Period

吉田 幸恵  
Yukie Yoshida

**要旨：**本稿では、明治期の児童救済政策と民間の児童救済事業を分析し、それらが現在の社会的養護体制や子ども観とどのように関連しているのかについて考察したものである。その結果、以下の三点を指摘した。

第一に、明治期の育児事業において、児童救済の国家責任が回避される一方で、国家介入により公共性が強調され慈善的性格の維持が図られるという矛盾を抱え続けた点については、現在の児童養護施設をはじめとした民間社会福祉事業の問題と類似しているといえる。

第二に、明治期の児童救済政策は、感化事業や保育事業においては公立施設が登場し、感化事業では「感化法」が制定されたが、育児事業は一貫して公的救済が否定された。このことは、現在の社会的養護が主要な政策や産業能率の向上の観点から有用とみなされないため、制度・政策が進展しないことと同型である。

第三に、明治期には「民法」をはじめとする家族政策において、児童と親（特に母親との）人格的未分化性は温存され、伝統的「親子一体」観が制度的に強化されたが、この「児童と親の人格的未分化性」は、現代においても児童虐待が頻発しその中には親子心中も相当数含まれることなどから、その残滓が存在する可能性がある。

**キーワード：**社会的養護 慈善事業 子ども観

### はじめに

筆者の研究テーマは、わが国の社会的養護、とくに施設養護に関する制度・政策展開を検討し、政策主体がどのような意図で養護を必要とする子どもを対象把握してきたかを明らかにし、そこから今日の社会的養護の制度課題を本質的に見出すことである。この課題を明らかにするため、わが国が封建社会から資本主義社会へ移行した明治維新以降から現在までの時期を研究対象とする。なぜならば、今日の養護問題および社会的養護体系は、資本主義社会の構造的所産として生

み出されてきたために、わが国の資本主義の発展過程をふまえた制度・政策の歴史的展開と不可分にして認識することはできないからである。

本稿では、この研究テーマの手始めとして、明治期の児童を対象とした慈善事業を中心に、社会的養護の前史とも言うべき時期の児童救済事業・制度の歴史的展開に焦点を当て分析を行うものである。そして、それが今日の社会的養護にどのように影響を及ぼしてきたのかを考察する。なお、わが国の資本主義制度の発展期をふまえると、児童救済事業および制度は三つの時期区分を境に変化を見せるので、明治期を下記の時期に区分し分析する。

第1期：明治維新から産業革命期前[1868（明治元）年～1890（明治23）年頃]

第2期：産業革命期[1890（明治23）年頃～1905（明治38）年頃]

第3期：独占資本確立期[1905（明治38）年頃～1914（大正3）年頃]

本研究の意義は、今日の社会的養護の課題とその解決策の手がかりがつかめることにありと考える。現在の児童福祉体制は、「それがいかに特殊戦後的な特徴を持っているといえ、明治維新に始まる日本社会の近代化＝資本主義化の過程を前提としてその延長線上にあるものとして理解されなければならない」<sup>(1)</sup>ものだからである。そして、「後進資本主義国としてのわが国の発展は、欧米先進資本主義諸国の存在を前提とし、それらの国々との関連においてのみ可能であり、それゆえに特殊跛行的な軌跡を残すことにならざるをえなかったのである。先進資本主義諸国による有形無形の圧力のもとで、封建的残滓を温存するとともにそれを積極的に利用しつつ資本主義化が企てられたこと、とくに農村の解体が不十分に終わったこと、経済の資本主義化が政府主導のもとで強権的に促進されたことなど、これらの要因が相互に関連し、交錯しあいながら、日本資本主義の跛行性をおりなしていった」<sup>(2)</sup>と指摘されるとおり、後進資本主義国であるわが国の資本主義の発展には特殊性があり、その発展の始まりが明治期なのである。

## 1. 第1期：明治維新から産業革命期前における展開

### (1) 社会状況と児童救済政策

1868（明治元）年から1890（明治23）年頃の社会背景を検討する。この時期は、吉田久一らによる文献<sup>(3)</sup>にあるとおり、わが国の資本主義の原始蓄積期であり、資本と労働力を暴力的に創出する時期に当たる。

明治政府は、政治的・経済的な中央集権化を進め近代国家を形成するために幕藩体制を廃止し、国家財政の安定化を図るために地租改正を行った。そして、主要政策として殖産興業政策と富国強兵政策を推進したのである。殖産興業政策によって、紡績業などの軽工業を中心に近代的産業や機械制工場が増加した。そのため、大量の賃金労働者が必要とされた一方で、前近世的な雇用関係と過酷な労働条件により労働者の労働問題が顕在化し、拡大したのである。

上記のとおりこの時期は、明治政府主導のもとで政治的改革や社会・経済的秩序の変革がもた

らされたが、それに伴い混乱が生じ国民生活も困窮したといえる。さらに、1881（明治14）年から85年にかけては天災や経済不況が多発し、事態に追い打ちをかけたのである。その結果、農民層の窮乏と流出、職人層の崩壊と再編、士族層の解体と没落が進み、貧困層が拡大したのである。そして、困窮化した人々は都市に流入して下層労働者となり、都市における没落層や被差別部落の人々などとともに都市下層社会とよばれるスラムを形成していったのである。

前述した社会背景下において困窮状態が深刻化する中で、墮胎、間引き、子殺し、親子心中、棄児、身売り等が頻発し、子どもの生命が危機的状況にさらされた。これを受けて、富国強兵と殖産興業を国策とし、未来の強兵および労働力として児童を重視していた明治政府は、その対応として幕藩体制の時期から行ってきた墮胎等の取り締まりを行った。一方で、救済法令の第一号、第二号として児童救済立法である「棄児養育米給与方」（1871年）、「三子出産ノ貧困者へ養育料給与方」（1873年）を太政官達として公布したのである。さらに、明治政府は、わが国初の救済立法である「恤救規則」（1874年）を公布したのである。

まず、「棄児養育米給与方」は、迷児・棄児を育てる者に、子どもが15歳になるまで1年あたり米を七斗支給するという内容であった<sup>(4)</sup>。また、「三子出生ノ貧困者へ養育料給与方」は、三子を出産した貧困者に養育料として一時金五円が支給されるという内容であった。三子を出産する人は多くないため、実効性の低い立法であったことは容易に想像できる。また、「棄児養育米給与方」と「三子出生ノ貧困者へ養育料給与方」は、ともに明治政府の独創ではなく、江戸時代の藩法のなかに類似のものが存在していることが指摘されている<sup>(5)</sup>。そして、いずれも救済の対象者が厳しく制限されたため、極めて実効性に乏しく形式的なものであったといえる。

次に、「恤救規則」については、その救済対象を無告の窮民（鰥寡孤独ハ廢疾ニテ自ラ営業スル能ワス窮状飢寒ニ迫ル者）として厳しく限定し、公的扶助義務も認めないものであった。さらに、「人民相互の情誼」が強調され、血縁地縁の重視と共同体的相互扶助が志向されたのである。そのため、近代的発想に立ち国家責任によって救済を行うものではなかったといえる。また、「恤救規則」における児童に関する記載も、「同独身ニテ十三年以下ノ者ニハ一ヶ年米七斗ノ積ヲ以給与スヘシ但独身ニ非スト雖トモ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ」とされ、救済対象児童を厳しく制限したのである。

明治維新以降、社会・経済秩序の変革によって国民の多くが困窮し、幕末から明治初期にかけては全国的に一揆や騒動が発生していた。このような社会不安の高まりから、「恤救規則」は制定されたと考えられる。しかし、その内容は天皇の「仁政」を強調して人身の安定化を図るとともに、従来は幕府や藩が行ってきた慈恵救済を新政権のもとで再編成しようとするものであったのである。そして、「恤救規則」は、1932（昭和7）年の「救護法」施行までの約60年もの間、抜本的改正がなされることもなくわが国唯一の公的救済制度として維持されていくのである。以上のとおり、明治政府によるこれらの救済立法は、救済対象者を厳しく制限するとともにその

内容も不十分かつ慈恵的・形式的であったといえる。しかも、江戸時代に各藩で実施していた棄児・孤児・貧児の公的救済対策を、国家の法規として制度化し統一していったという経緯があるため、前近代的な性格を有していたといえる。さらに、実際に救済される児童は少なく政策の実効性がきわめて乏しかったため、それを代替するため民間の児童救済施設が登場したのである。

## (2) 児童救済施設の誕生

明治初期の慈善救済施設の中心は、救恤施設と児童救済施設である。明治期は、吉田久一が「児童施設の誕生期」<sup>(6)</sup>と呼ぶほど、棄児や孤児等を収容する施設が誕生し、そこで救済活動を行う慈善活動家が活躍した時期である。

まず、1869（明治2）年、松方正義による日田養育館（大分）がつくられた<sup>(7)</sup>。その後は、キリスト教徒による施設の活動が目覚ましく、1872（明治5）年に、カトリック修道女マリジステン・ラクロットらにより、横浜在住の外国人子女の教育と日本人孤児の養育を目的に設立された横浜仁慈堂（横浜）、1874（明治7）年にフランス人宣教師ド・ロ神父と岩永マキらによって設立された浦上養育院（長崎）が代表的である。これらはキリスト教精神に基づいた活動であり、長崎、横浜、函館など治外法権化の開港場を所在地としていたことが特徴である。その後、仏教徒による活動も開始される。1879（明治12）年に福田会育児院（東京）、1883（明治16）年の善光寺養育院（長野）、1886（明治19）年の愛知育児院（愛知）などが創設されている。

また、公立の児童救済施設も極めて数少ないが登場している。1872（明治5）年に、東京府養育院が貧困の児童から老人まで収容する形態の混合収容施設として設立されたのである。東京府養育院の設立の直接の契機は、ロシア皇太子アレクセイ来朝である。街中に乞食等が徘徊するのを「帝都の美観を損ね」不体裁とみる外交上・治安上の理由のため、約240人の乞食・浮浪者を旧加賀藩邸に隔離収容したことがその始まりである<sup>(8)(9)</sup>。

明治初期は、東京府養育院のように混合収容形態をとる施設が大半であった。なぜならば、当時の施設は、貧困者の収容・保護を役割としていたため、老人、成人、児童というように明瞭に分類されていなかったからである。なお、混合収容は、雑居がもたらす病気の蔓延、自立可能な者を悪弊に陥れ怠惰にさせてしまうことなど様々な弊害が存在していた。それにもかかわらず混合収容がとられたのは、貧困者を個人の怠惰の結果としてとらえ治安の対象として位置づけており、児童の人格を尊重するという発想には程遠かったからである。さらに、大半の民間施設はその運営経費を創設者の個人の財産や寄付金でまかっていたのである<sup>(10)</sup>。そのため、施設収容される者が手厚く保護されることは少なく、形式的な保護であったといえる。

一方、同じ時期、感化事業も開始されていた。感化とは、非行少年・少女を保護し教化善導することを意味する当時の用語である。感化事業開始には、明治初期から欧米の感化教育が紹介されていたことが背景にあると考えられる。1880（明治13）年には、小崎弘道が「懲矯院ヲ設ケザ

ル可カラザルノ議」を『六合雑誌』上に発表、非行少年・少女を善良な方向に導く懲矯院の必要性を論じ、設立計画を立てたが実現しなかった。その後、1884（明治17）年に、池上雪枝が神道祈祷所に浮浪児を収容保護した。また、その翌年（1885年）には高瀬真卿が私立予備感化院（のちの東京感化院）を設立し、組織的な感化教育を開始した。なお、高瀬は感化院創立前に監獄教誨事業に従事していたが、「再犯者が多いのをみて、教誨より社会道德の振興が先決だと考え」、1884年に感化協会を結成し感化心学会を設立、翌年に私立予備感化院を開設したのである<sup>(11)</sup>。

上記救済事業の展開は、階層分化と窮乏化が進行したことを背景に棄児・孤児・貧児などが増大し、救済政策が急務であった時期にあたる。しかし、公立の児童救済施設の設置はごくわずかであり、しかも、それは外交や治安を理由とした隔離施設としての性格が強く、児童の人格を尊重するという近代的な発想には程遠いものであった。このことから、明治政府の救済政策は極めて制限的・形式的であること、救済自体を否定していたことがわかる。そして、明治政府の政策不備を代替するために、民間の篤志家や宗教家の手によって慈善的な児童救済施設が作られ保護・救済が行われたといえる。特に、明治初期の段階で、長崎、横浜、函館など治外法権化の開港場を所在地とした、キリスト教精神に基づいた救済活動がいち早く行われていたことは、注目に値する。なぜならば、先進的な資本主義国家である西欧諸国においてすでに行われていた慈善事業が、キリスト教を媒介に、後発資本主義国家である日本に輸入されたと考えられるからである。明治政府は、近代国家としての整備を急いでいたが、このように民間レベルにおいても資本主義国家として成立するための整備・対応が図らずとも行われていたことが確認できるのである。

また、この時期の児童救済施設は、江戸期の名残が強かったといえ、児童救済施設が近代化の萌芽を見せ始めるには、次の産業革命期まで待たなければならなかったのである。

## 2. 第2期：産業革命期の展開

### (1) 産業革命期の政策と社会状況

ここでは、わが国が産業革命期を迎えた1890（明治23）年頃～1905（明治38）年頃を分析する。この時期は、1889（明治22）年の大日本帝国憲法発布、1890（明治23）年の教育勅語の発令などに象徴されるとおり、近代国家としての形態を確立する時期である。同時に、1890（明治23）年には大規模な経済恐慌が起こり、都市、地方どちらにおいても大規模な貧困者を出現させた<sup>(12)</sup>。さらに、この時期には高島炭坑や足尾銅山問題なども発生しているため、日本資本主義の構造的矛盾が表面化したといえる。

国内市場の行きづまりを打開するため、1894（明治27）年8月、対外的に朝鮮をめぐる清国との戦争を勃発させた。日清戦争の開戦である。翌年4月には、日清講和条約を締結し多額の軍事賠償金を受領した。それをもとに殖産興業を推進し、産業革命を進展させた。しかし、産業革命の進展は、資本主義の発展を大きく促す一方で、旧来の手工業的職人層を没落させる一方、飛躍

的に工場労働者の数を増大させて産業構造の変化を引き起こし、さらには社会問題をもたらしたのである。そして、社会問題の噴出に伴い、社会主義や労働運動、民衆運動が朝野を問わず様々な形で表出された。資本主義を問題にして社会主義に理想を置く、あるいは労働者の生活や権利を擁護する運動や思想が展開されるようになるのである。しかし、明治政府は、資本の論理を最優先課題としてこれらの動きを抑圧したのである。

また、1891（明治24）年の濃尾大地震、1896（明治29）年の三陸大海嘯をはじめとした大天災と凶作が相次いで起こったのもこの時期である。これら天災は、社会の弱者層に深刻な生活破綻をもたらし、孤児や棄児が多数発生する契機にもなったのである。

しかし、このような混乱期においても、社会行政はほとんど取り組まれることがなかったのである。国家の救貧法規は1874（明治7）年に制定された「恤救規則」があるのみで、増大する困窮者をはじめ、資本主義の矛盾の表れとしての様々な社会問題の表出には到底対応できるものではなかったのである。一方、このことを受け新たな救貧法制の必要性が認識され始めるようになる。国会では、「恤救規則」に代わるいくつかの救貧法案が企図されたが、いずれも法制化されることはなかった<sup>(13)(14)</sup>。このことから、明治政府の救済に対する一貫した回避姿勢が確認できるのである。

## （2）児童保護法制の進展 —「感化法」の制定—

この時期の児童問題は、細井和喜蔵の著作『女工哀史』（1925年）にみられるような、残忍かつ悲惨な児童労働の広がりや深刻化である。一方で、1872（明治5）年「学制」、1879（明治12）年「教育令」、1886（明治19）年「小学校令」が制定、初等教育制度の体裁が整えられ、近代公教育が確立した。しかし、貧困児童の「就学猶予」を認めたため、児童は労働へと押し出されたのである。貧困ゆえに就学を断念させられ、劣悪な環境と過酷な長時間労働に駆り出される中で、生命をも危険にさらさねばならない児童が多数出現したのである。つまり、明治政府は、富国強兵と産業革命推進を政策課題の最優先としたため、児童とりわけ貧困児童を、教育の対象ではなく労働の対象として認識したのである。

このような状況下で、児童保護政策においては1900（明治33）年に「感化法」が公布された。「感化法」は、わが国で最初の児童保護立法である。同法は、感化院を地方長官の管理下に置いて道府県に設置し、原則として8歳から16歳未満の犯罪・非行・虞犯少年を感化院に収容するというものであり、感化保護を行政処分によって行うことを規定していた。感化院は、収容保護の対象を「満八歳以上十六歳未満ノ者之ニ対スル適當ノ親權ヲ行フ者若ハ適當ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞丐ヲ為シ若ハ悪交アリト認メタル者」、「懲治場留置ノ言渡ヲ受ケタル幼者」、「裁判所ノ許可ヲ経テ懲戒場ニ入ルヘキ者」とし、「感化法施行規則」第五条において「在院者ニハ独立自営ニ必要ナル教育ヲ施シ実業ヲ練習セシメ女子ニ在テハ家事裁縫等ヲ修習セシムヘシ」とした。

しかし、設立は道府県の任意としたため、1908年の法改正まで設置が促進されなかったのである。

この法律制定の背景は、従来児童の犯罪処遇を行ってきた懲治場制度に対する批判からすでに民間では組織的な感化教育が開始されていたこと、日清戦争後の貧困家庭問題を原因とした幼少年の犯罪問題が多発し治安が悪化していたことであり、当時の社会問題を反映したものと見える。つまり、犯罪や非行に手を染めた貧困児童については、「感化法」の対象として保護して治安維持を図り、さらに矯正することで労働力または兵力として活用しようとしたのである。

「感化法」の制定により、富国強兵政策と治安維持という明治政府の意図があったとはいえ、これまで「監獄則」、旧「刑法」の対象であった児童が「感化」すなわち「教育」の対象となったのである。これは、限界を含むが一つの転換期であったといえる。「感化法」制定は、明治初期から政府の肩代わりをしてきた慈善事業の一部が、治安を維持し強兵を養成するという意図のもと、児童を「教育」の対象として見出し、政府によって部分的に対象規定され制度化されたといえるのである。さらに、「感化法」の第五条ないし第八条は、親権に対する地方長官ないし感化院長の権限の優位性を認めており、国家による親権の制限を意図していることがわかるのである<sup>(15)</sup>。

一方、「感化法」が制定された1900（明治33）年は、「教育所ニ在ル孤児ノ後見職務ニ関スル件」（法律第51号）が公布されている。同法は、第15回帝国議会に提出された「孤児法案」が修正され成立したものである。しかし、その内容は孤児の後見人についての規定<sup>(16)</sup>があるのみで、包括的な児童の救済を目指すという趣旨とはかけ離れたものであったのである。また、同法と同時に「棄児、迷児、遺児等テ教育所ニ在ルモノノ後見ニ関スル件」（内務省令第11号）が出され、棄児、迷児、遺児等についても準用されている。

これは、同法が制定される前年（1898年）に「民法」が制定され、親権概念が規定されたことについての整合性を図るための措置であったと考えられる<sup>(17)</sup>。形式的な「恤救規則」では、児童の救済に対応しきれないことを背景に「孤児法案」が提出されたと推測されるが、制度化されることはなく、児童の救済は引き続き民間の慈善事業に代替させることになったのである。

### （3）慈善事業の展開 一児童救済施設の近代化一

当時、慈善事業として児童の救済・保護が積極的に取り組まれる中で、その形態が専門分化し、近代化していく兆しが見え始めた。従来は、混合収容型が多く形式的な保護形態が主流であったが、この時期には、保育事業、障害児施設、感化事業としてそれぞれ救済・保護の対象を分化させるとともに、児童を教育の対象とする活動が登場するのである<sup>(18)</sup>。

明治20年代の救済活動は、1891（明治24）年の濃尾大震災による孤児、棄児などの大量発生を契機にしたものが多く、石井十次、留岡幸助、石井亮一ら当時の児童救済施設の近代化においてめざましい功績を残した先駆者たちも救済に乗り出している。彼らに共通しているのは、西洋近

代に明るいキリスト教者であるということである。キリスト教の思想は、従来の日本に根付いていた家や共同体的隣保相扶の概念とは異なる慈善思想であった。近代化を急ぐ産業革命期の日本において、救済・慈善の思考方法においても近代社会に適合するような内面的変革が要求されていた。その点において、西洋近代に明るいキリスト教者たちが先駆となり、彼らの情熱と先見の思想に基づいて近代的な施設を創設したことは、一定の時代的必然性があったと考えられる。

児童救済施設の近代化を試みた実践として金字塔を打ち立てたといえるのが、石井十次による「岡山孤児院」と留岡幸助による「家庭学校」である。「岡山孤児院」は現在の児童養護施設、「家庭学校」は現在の児童自立支援施設のルーツともいえる児童救済施設である。そのため、両施設の検討は、社会的養護の前史を探るうえで有効であると考えられる。しかし、すでに両者の研究は多数発表されているので<sup>(19)</sup>、詳細はそれらにゆずることにする。ただし、石井十次の「岡山孤児院」の展開については、当時の児童救済政策の不備を象徴していると考えられるので、「岡山孤児院」についてのみ検討する。

石井十次による岡山孤児院は、1887（明治20）年に「孤児教育会趣旨書」発表後、創設された。同趣旨書は、孤児の救済保護よりも教育が強調されており、従来の民間の篤志家たちによる救済活動とは一線を画していた<sup>(20)</sup>。イギリスのバーナード・ホームなど、西洋諸国の育児院から学んだその実践は、「エミールの自然教育や人格教育、農業教育や労働教育等教育的側面が濃厚で、家族性による分散法さえ意識されている」<sup>(21)</sup>と指摘されるように先駆的であり、施設処遇の近代化が試みられたといえる。また、少数の児童を小舎において家庭的に養育する「小舎制」、乳児期の孤児・棄児らを近隣の農家に預けるという里親開拓、その他子どもの人格を尊重するなど、今日の養護に通じるような実践を行った。さらに、石井は「岡山孤児院十二則」<sup>(22)</sup>（1908年）を発表し、自身の養育論の到達点を示したのである。

岡山孤児院開設後、濃尾大地震（1891年）、三陸大海嘯（1896年）、東北地方の大飢饉（1906年）などの大天災が起り、貧困や飢餓に苦しむ被災者が激増した。また、この時期は日露戦争（1904年）と重なり、戦争を原因とする孤児や貧児も増加した。このような状況を受けて、岡山孤児院では、「無制限収容」を宣言して精力的に孤児や棄児、貧児の保護に乗り出したのである。そのため、収容人数は膨れ上がり、1906年の東北の大飢饉の際にはおよそ1200人の子どもを収容したのである。これはまさに、政府の救済策の不備を代替する役割を果たしたといえる。

しかし、「岡山孤児院」はあくまでも私的事業であるため、施設経営資金は賛助会員からの寄付に頼らざるを得ず、収容人数が増えるにつれ施設経営は苦しくなり、ついには生きるか死ぬかの境まで追い詰められたのである<sup>(23)</sup>。

のちに明治政府は、慈善事業を感化救済事業と称するようになり、育児事業の公共性を強調するようになる。しかし実際には、財政面も含め民間の篤志家による施設経営に依存し、慈善的性格を維持しようとしたのである<sup>(24)</sup>。このことは、「感化法」が制定され、国家責任によって実施

される「感化院」および感化事業と、「孤児院」すなわち育児事業との大きな差であるといえる。育児事業については国家責任が回避されたため、公共性の強調と慈善的性格の維持という矛盾を抱え続けることになるのである。

### 3. 第3期：独立資本確立期の展開

日露戦争後から第一次世界大戦後、すなわち1905（明治37）年～1917（大正6）年までの救済政策の展開を検討する。日露戦争を契機に、わが国は帝国主義世界体制の一環に組み入れられ、列強諸国との経済競争が開始された。日本はこれまで以上に軍事力増強と経済発展を必要とするようになった反面、日露戦争の講和条約では賠償金が全くとれなかったため、政府は国民へのさらなる税負担と国民生活における節約と勤勉を奨励した。そのため、国民の政府への不満は急激に高まり、反政府運動が激化したのである。一方で、近代国家の思想的支柱であった天皇制への批判とその動揺も広がったため、政府は労働運動と社会主義運動の弾圧、ならびに天皇制国家の再編成とそこへの国民統合を推し進めたのである。

救済制度は、当時、有力な内務官僚であった井上友一を中心に再編成が行われた。しかしそれは、もともと制限的で被救済者も救済費も抑制されていた「恤救規則」の国庫支出をさらに大幅削減し、それを代替するために「地方改良事業」を推進するという内容であったのである。地方改良運動は、上からの指導による地方自治の育成と、それを根底から支える国家の国民＝良民づくりが意図された、共同体での相互扶助と地方自治体内での自己解決能力を協調する政策である。

井上は、救済より防貧、防貧から教化を重んじ、隣保相扶を強調した。彼の代表的な著作『救済制度要義』（1909年）には、「夫れ救済は末にして防貧は本なり。防貧は委にして風化は源なり。詳言せば救済なり防貧なり苟しくも其本旨を達せんと欲せば必ずや先づ其力を社会的風氣の善導に效さざるべからず」と、道徳主義的救済論が説かれている<sup>(25)</sup>。

このように、今期の明治政府の救済政策は、隣保相扶を強調することで救済責任を村落共同体に転嫁し、政治機構の末端組織である地方自治体によって国民生活の支配・管理体制を作り上げることを意図したのである。同時に、報徳思想を活用した国民の教化による精神的救済を企図し、実態のない防貧という特殊な日本型救済事業の確立を強引に推進して、社会的矛盾と財政危機に対応しようとしたといえるのである。また、このような政策は、当時流入しつつあった社会主義思想を明確に意識したものであり、その防波堤としての役割を期待したものであったのである。

この時期には、近代国家形成期や産業革命期に使用されていた「慈善事業」という呼称が、「感化救済事業」に変化した。感化救済事業は、産業革命期の慈善事業を積極的に受け継ぎながらも、国家の管理と支配に強く彩られたものとしてその性格を変容させたものである。特に、天皇制イデオロギーが意図的かつ積極的に導入され、その普及・浸透に活用された点は特殊である。1908（明治41）年から1922（大正11）年までの間は、感化救済事業の浸透を図るため、内務省主

催により「感化救済事業講習会」が開催された。主な講習内容は、隣保相互扶助観念の涵養、天皇・皇室の慈恵事業の誇示、社会主義への防波堤としての救済事業論などであり、内容を体系的に整備したものではなかった<sup>(26)(27)</sup>。そして、開催に当たっては、各事業の関係者だけでなく地方の有力者、官吏、篤志家、教育者、宗教家などを動員したのである。この講習会は、天皇制イデオロギーと防貧という精神的救済思想の浸透促進が意図されたものであり、政府の救貧制度の手薄さを代替させる民間人の国家的育成の場であったととらえられる。

また、1908（明治41）年には「感化法」が改正され、感化院の増設費や拡張費等について道府県負担の二分の一と、その他の費用の六分の一とを国庫補助とするという、感化院設置の予算的基盤が強化された。この結果、法改正以前の感化院は、公営施設（神奈川、秋田、埼玉）と2、3の民間施設を数えるだけであったのが、同法改正直後の1908年から1911年にかけては、公私あわせて30以上の施設が設立されたのである<sup>(28)</sup>。一方、この時期の児童救済事業は、保育事業を中心にしながら発展したといえ<sup>(29)</sup>、社会的養護の原型といえる育児院・孤児院等の育児事業について目立った進展はみられなかったのである。

このように、産業革命期において児童保護事業は、原始蓄積期同様、政府の救済制度が極めて不十分かつ形式的であったため保育事業と障害児の救済事業を中心に専門分化していったと考えられる。明治政府は、民間で行われてきた「慈善事業」を「感化救済事業」と称してその公共性を強調し、天皇制イデオロギーならびに防貧という精神的救済思想の浸透を推進するために利用したといえる。そして、実際には慈善事業の慈善的性格を温存し、救済政策を否定したのである。「感化救済事業」への変容以降、慈善事業は国家権力の介入と干渉を受けたため、キリスト教精神や近代西洋思想に影響を受けた自由で独創的な実践がみられなくなっていったといえる。つまり、民間の慈善事業の多くは、その主体性を十分に確立することがないまま、感化救済事業として政府の統合政策の中に組み入れられたのである。この変容は、わが国の歴史的背景が強く投影されており、欧米諸国にみることのできない特殊な展開過程であったといえる。

なお、「感化救済事業講習会」では、40科目ほどの広範囲な講習が行われていた。これが救済事業の分野として、程度の差はあれ明治政府が関心を示していた救済事業であるといえる。そして、1919（大正9）年には「社会事業講習会」と名称を変えて実施されることになるのである。これら救済事業は、後の大正期に広範囲な救済事業の取捨選択と体系化が試みられ、「社会事業」として引き継がれ展開されていくことになるのである。

## 4. 考 察

### (1) 子ども観の変遷

明治政府は、近代国家としての形態を整え、資本主義体制を発展させることに注力したが、資本主義がもたらす産業構造の変化と窮乏化により様々な社会問題が噴出したのである。そこで、

明治政府は、「恤救規則」(1874年)を制定するなど救済政策を実施したが、いずれも救済対象者を厳しく制限する形式的、弥縫的な救済策であったのである。そして、この事態を看過できなかった民間の篤志家や宗教家によって慈善事業が開始され、明治政府の公的救済の不備を代替する形で発展を遂げたのである。すなわち、明治期においては、政府の公的救済に対する一貫した回避姿勢と、それを代替する慈善事業の登場・近代化という構図が浮かび上がるのである。

また、明治期は、前近代的な子ども観<sup>(30)</sup>が残存する中で、資本主義の発展にともなう児童労働問題や、富国強兵政策、近代教育制度の確立、キリスト教に伴って流入した西洋思想と慈善事業など、児童をめぐる諸問題やそれに対応する制度や思想の影響によって、子ども観の変容が促された時期である。一方、明治政府は資本主義制度の確立を急ぐため、天皇を中心とした中央集権国家体制を整えようとした。そのため、「家制度」の意図的な温存と天皇制イデオロギーの浸透政策が実施され、前近代的子ども観も温存し利用されたのである。以下、3期に分けて明治期の子ども観の変遷を分析してみる。

第1期は、原始蓄積期における窮乏化原則を背景に、棄児、墮胎、間引き、子殺し、親子心中等が頻発したことを受けて、「浦上養育院」に代表されるキリスト教精神に基づく救済が開始された。キリスト教の教義に照らせば子殺しや親子心中は看過できない因習であり、善導すべき行いであると考えられたためである。また、キリスト教は「神の前の平等」を解いており、子どもが親の従属物であるという私的子ども観とは相いれない思想であったので、封建的な家族制度と儒教的規範の名残が強かった当時の日本において、進歩的なものとして受けとめられたといえる。しかし、後に明治政府が天皇制イデオロギーの浸透政策を行ったため、キリスト教精神に基づく子ども観が日本の前近代的な私的子ども観を覆すには至らなかったのである。

第2期(産業革命期)は、児童労働問題と近代教育制度の整備、「民法」制定による家制度の秩序化が子ども観に変化をもたらしたといえる。資本主義の発展に伴い「搾取の対象」として「子ども」が登場する一方で、近代国家として形態を整えるべく西洋から近代教育制度を取り入れたことにより、治安維持と富国強兵という意図ではあるが「教育の対象」として「子ども」が登場したのである。また、家制度の温存により戸主権と親権が規定され、児童は抑圧の対象で有り続けることになる。特に、児童と親(特に母親との)人格的未分化性は温存され、伝統的「親子一体」観が制度的に強化されたのである。なお、「感化法」(1900年)には、親権に対する地方長官ないし感化院長の権限の優位性、国家による親権の制限が認められるため、国親思想(パレンス・パトリエ)の萌芽も確認できるのである。このように、明治政府は、国家統治のため意図的に前近代的な子ども観を温存する一方で、資本主義の発展と近代化推進のために「搾取の対象」としての子どもと「教育の対象」としての子ども観を同時に登場させたといえる。

第3期(独占資本確立期)は、反政府運動が激化し、近代国家の思想的支柱であった天皇制への批判とその動揺も広がったため、政府は労働運動・社会主義運動の弾圧と合わせて天皇制国家

の再編成と国民統合を推進した。そこでは、天皇が「家」の頂点に立つ家長であり、国民は「天皇の赤子」と位置付けられ、天皇には絶対服従であったのである。そして、教育制度や児童救済政策を利用して、児童を未来の忠君愛国の兵士に仕立てるべく、天皇制イデオロギーのうえつけが図られていったのである。つまり、第三期において登場するのは、天皇制イデオロギーに彩られた未来の忠君愛国兵士としての子ども観であったのである。

## (2) 明治期と現在の制度・政策展開の関連性

以上の通り、今日の養護問題および社会的養護体制の本質にせまる手がかりとして、戦前期、特にわが国が資本主義国家として歩みを開始した明治期の児童救済政策と民間の児童救済事業に焦点を当て、子ども観の歴史の変遷の分析を含めながら考察してきた。そして、本研究によって明らかにした明治期の制度・政策展開や子ども観の変遷と、現在の社会的養護体制や子ども観との関連性、特に共通点について整理し検討する。

まず、明治期の育児事業においては、救済の国家責任が回避される一方で国家介入により公共性が強調され、慈善的性格の維持が図られるという矛盾を抱え続けたことを指摘した。このことは、現代の児童養護施設をはじめ、社会的養護を担う民間の児童福祉事業と類似しているといえる。戦前期の民間の慈善事業ないし社会事業は、戦後、公・私責任の分離と明確化を前提に、国家がサービスを委託するという方法で「民間社会福祉事業」として立て直された。しかし、民間社会福祉事業は、前近代性が濃厚に残存し続けるとともに、独自の資金調達ができないため国や地方公共団体への依存度が高く、それだけに官僚的支配のもとに立たされているのである。現在は、国家による責任回避は社会保障費の切り下げとなって現れるが、国家の介入により公共性が強調される一方でその独自性が奪われ、前近代性を抱え込んだまま発展できないという構図は、明治期の構図と極めて類似しているといえるのである。

次に、明治期の児童救済政策について、感化事業や保育事業には公立施設が登場し、感化事業に至っては「感化法」まで整備されたが、一方で、明治期に最も早く開始された育児事業については一貫して公的救済が否定され続けた点である。これは、現在、全体的に児童福祉制度・政策展開が低調な中でも、保育政策については社会的養護政策よりも注目され、制度展開がなされている点と類似している。もちろん、保育政策のほうが対象となる児童の数が多く、注目されやすいのであるが、人数の問題だけではない。産業能率を高めるため、そして、各時代の主要政策に有効か否かという点において、政策主体による制度・政策展開の焦点が異なるのである。明治期においては、主要政策であった富国強兵・殖産興業に有用な児童救済事業として、感化事業と保育事業に焦点が当たったと考えられる。すなわち、感化事業には少年、保育事業には親の労働力や兵力が期待されたのである。また、両者は治安維持・惰民防止対策でもあり、近代国家成立を急ぐ明治政府にとって必要とされたことは容易に想像できるのである。一方で、明治期の育児事

業、現在の社会的養護は、いずれも主要政策や産業能率向上の点から有効であると見なされないため、制度・政策が進展しにくいのである。この点において明治期と現在は同型であると考えられるのである。

最後に、明治期には、「民法」をはじめとする家族政策において、児童と親（特に母親との）人格的未分化性は温存され、伝統的「親子一体」観が制度的に強化されたことを指摘した。この「児童と親の人格的未分化性」は、現代において児童虐待が頻発し、その中には親子心中も相当数含まれることなどから、その残滓が存在するのではないかと推測されるのである。なお、本稿ではこれを証明することができないので、その可能性を指摘するにとどめる。

上記のとおり、明治期と現在とでは100年～140年もの隔りがあるが、共通性を見出すことができるのである。

## おわりに

戦後の日本は、日本国憲法に基づく「児童福祉法」体制下で児童福祉政策、社会的養護政策を展開してきたため、戦前期の児童保護政策とは一線を画するといえる。しかし、資本主義の発展過程という視点で日本をとらえれば、戦前・戦後という区切りは両者を断絶させるものではなく、地続きともいえる一つの道程が存在する。そのため、本稿では明治期と現在との間に類似あるいは同型の問題点を発見することができたといえる。

今後も引き続き、戦前の児童保護制度・政策やその背景にある思想が今日の児童福祉ないし社会的養護制度・政策にどのように影響を与え続けていくのかについて検証していく予定である。

## 【註】

- (1) 佐藤進編著『児童問題講座第3巻 児童の権利』ミネルヴァ書房 1976年2月 P14
- (2) 佐藤進編著 前掲書 P15
- (3) 吉田久一『日本社会事業の歴史』勁草書房 1960年 ほか
- (4) 「棄児養育米給与方」は、1873（明治6）年に、米の支給年齢を数え年ではなく実年齢に訂正すべく改正された。
- (5) 細井勇『石井十次と岡山孤児院—近代日本と慈善事業—』ミネルヴァ書房 2009年7月 P60-86
- (6) 吉田久一 前掲書 P189
- (7) 日田県知事に任ぜられた松方正義が、棄児防止と孤児、貧児、貧困妊婦の保護のために、県や町村の資金拠出に加えて地元の有力商人、医師や町方、在方の協力によって設立したものであり、封建的救済の色合いが強いといえる。
- (8) 菊池正治・清水教恵・田中和男・永岡正己・室田保夫編著『日本社会福祉の歴史 付・資料』ミネルヴァ書房 2003年1月 P28
- (9) なお、設立の際の資金の一部は、江戸時代に松平定信によって設けられた「七分積金制度」（1792年）から拠出されている。  
一番ヶ瀬康子・高島進編『講座社会福祉第2巻 社会福祉の歴史』有斐閣 1981年11月 P24
- (10) 杉本一義編『教育・保育双書第3巻 養護原理』北大路書房 1992年9月 P38
- (11) 菊池正治・清水教恵・田中和男・永岡正己・室田保夫編著 前掲書 P30
- (12) 特に、東京や大阪などの大都市では近代的スラムが発生して下層貧民の問題が登場し、注目されるようになった。各種の新聞、雑誌等では貧困問題が盛んに取り上げられ、貧困が全国的な生活問題であるという認識が広がり始めたのである。
- (13) 1890年第一回帝国議会「窮民救助法案」否決、1897年第10回帝国議会「恤救法案」「救貧税法案」ともに不成立、1898年大熊内閣内相板垣退助による「窮民法案」草案、国会審議なされず。

## 社会的養護の前史

- (14) 「恤救規則」に代わる救貧法は成立しなかったが、国民の不安・不満の高まりから1897年「伝染病防法」、1899年「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」、「罹災救助基金法」、1900年「精神病者監護法」など弥縫的に法的整備が行われた。
- (15) 佐藤進 前掲書 P29
- (16) 「第一条 公設ノ教育所ニ在ル未成年ノ孤児に付テハ其ノ所長後見人ノ職務ヲ行フ 私設ノ教育所ニ在ル未成年ノ孤児に付テハ其ノ教育所所在地ノ地方長官ニ於テ後見人の職務ヲ行フヘキ者ヲ指定ス (第二条以下略)」
- (17) 1898 (明治31) 年制定の「民法」では、天皇制国家の基本単位を個人ではなく「家」と規定し、天皇を頂点とした「家制度」が法形式に整えられ秩序が形成されていった。「家制度」は、江戸時代の武士階級における家父長的家族制度を基礎とし、「家」は「戸主」と戸主以外の成員である「家族」から構成され、戸主が家族の統率権をもつとされた。さらに、家族は戸主に隷属することを通じて国家に隷属し、児童を含め戸主以外の個人が人格的に解放されることはなかった。一方、「民法」は親権、親の監護教育の権利・義務を規定した。親権は子に対する親の義務を示す近代的な概念である。「民法」制定により、従来未分離だった親の権利と戸主の権利が区分されたが、未だ親権は戸主権に從属すると評価されたのである。このようにして、児童は戸主に属し、児童と親 (特に母親との) 人格的未分化性が温存された。日本社会に伝統的な「親子一体」観が制度的に強化されたのである。
- 資本主義の発展において、家制度は封建的家族制度であり、先進資本主義諸国の歴史を見て解体される道をたどるものである。しかし、明治政府は家制度を温存し国家統制の為に利用したといえる。
- 平田厚『親権と子どもの福祉 児童虐待時代に親の権利はどうあるべきか』明石書店 2010年8月 P165
- (18) 保育事業では、1890年赤沢鍾美による私立静修学校 (新潟)、1900年野口幽香、森島峰による二葉幼稚園 (東京) の創設が著名である。障害児施設では、石井亮一が創設した滝野川学園が、わが国初の知的障害児施設として名高い。
- (19) 石井十次および岡山孤児院研究は、戦後のものに限って言えば、菊池義昭、細井勇の研究に詳しい。
- (20) 石井十次は、キリスト教の精神を基盤にジョージ・ミュラーや救世軍のウィリアム・ブース、晩年にはルソーの教育論や二宮尊徳の報徳思想の影響を受けた。日本の伝統的思想とキリスト教、さらに新しい近代西洋の思想の間で揺れながらも、実践家として試行錯誤を重ね慈善事業を精力的に展開し、大きな功績を残したと考えられる。
- (21) 吉田久一 前掲書 P92
- (22) 家族主義、委託制度、満腹主義、実行主義、非体罰主義、托鉢主義、非借金主義、米洗主義、宗教教育、密室主義、小学教育、実業教育の十二を処遇方法とした。
- (23) 明治43年の育児事業協議会において、石井十次はこの惨状とともに、「国立感化院」にならい「国立孤児院」を設置すべきと訴えた。しかし、内務省地方局長に時期尚早と一掃されたのである。
- 野澤正子「戦前の日本における児童の公的保護論の形成過程」『社会問題研究』35 (2), 1986年3月 P7-P9
- なお、石井十次は、「岡山孤児院」運営にあたり倉敷紡績の社長である大原孫三郎から多額の資金援助を受けていたことも有名である。当時の他の孤児院等には比べ恵まれていたにも関わらず、その運営は簡単なものではなかったことがうかがえる。
- (24) 野澤正子 前掲論文 P7-P9
- (25) 井上友一は、二宮尊徳の報徳思想や松平定信の政治理念を重視していたため、封建時代の伝統的価値観に影響をうけていたと考えられる。一番々瀬康子・高島進編 前掲書 P40
- (26) 菊池正治・清水教恵・田中和男・永岡正己・室田保夫編著 前掲書 P64
- (27) 感化救済事業講習会できりあげられた感化救済事業の範囲は広く、貧民救済事業の窮民救済、児童保護、保育事業、施療、老人保護、感化事業、免囚保護、労働者保護、障害者保護教育、隣保事業、地方改良、共済組合活動、小作問題などであった。また、講師を務めた主な人物は、井上友一、留岡幸助、小河滋次郎、生江孝之など明治後半から大正期を代表する内務省関係者である。
- (28) 菊池正治・清水教恵・田中和男・永岡正己・室田保夫編著 前掲書 P61
- (29) 保育事業の展開が目覚ましかった背景は、日露戦争と都市下層社会の形成である。日露戦争を契機に、軍人遺家族の子どもを対象とした臨時的な保育所である出征軍人保管所が登場した。一方、野口幽香らによる二葉幼稚園に代表される、都市下層社会の子どもを対象とする保育所が登場し拡大したのである。また、この時期は障害児施設が広がりを見せたことも特徴である。
- (30) 近世の支配階層においては、主従の忠節や父子の孝を中心とした儒教的規範が存在した。一方、貧しい被支配階層には「七歳までは神のうち」といった乳幼児を「神のうち」すなわち「人間ではないもの」とする子ども観も存在したのである。これらの根底には、親子心中に代表される、子どもの人格を認めず親の人格と一体とみなす発想、すなわち私的子ども観が存在したのである。

### 【参考文献】

- 1) 浦辺史編『児童問題講座第6巻 児童養護問題』ミネルヴァ書房 1975年10月
- 2) 一番々瀬康子編『児童問題講座第1巻 児童政策』ミネルヴァ書房 1976年1月
- 3) 児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 上巻』ドメス出版 1978年10月

## 【年表】

元号	年月	主要な社会の動向	児童保護関連制度	民間慈善活動(児童関連)	社会事業研究等の動向
明治元年	1868	明治維新、五榜の掲示			
明治2年	1869			三三〇日	
明治4年	1871		養育米給与方(太政官達第300号)		
明治5年	1872	学制(太政官布告第214号)、年季奉公等種々ノ名目ノ人身売買禁止令[芸娼妓解放令](太政官布告第295号)	東京府養育院設立	横浜仁慈堂(神奈川)	
明治6年	1873	内務省設置(11月)	三子出産ノ貧困者へ養育料給与方(太政官布告第79号)		
		徴兵令	棄児養育米被下ハ自今満十三年ヲ限リトシ及年齢定方(太政官布告第38号)		
明治7年	1874	恤救規則(太政官達第162号)			
		自由民権運動がおこる		浦上養育院(長崎)	
明治8年	1875			愛育社(大阪)	
明治10年	1877			神戸女子教育院(兵庫)	
明治11年	1878		東京府養育院が児童室を分離	聖保禄女学校(函館)	
明治12年	1879	教育令(太政官布告第40号)		福田会育兒院(東京)	
明治13年	1880	刑法(太政官布告第36号)		奥浦村慈恵院(長崎)	小崎弘道「懲矯院ヲ設ケザル可カラザルノ議」『六合雑誌』
明治14年	1881	監獄則(太政官達第81号)			
明治16年	1883			大勳進養育院(長野)	
明治17年	1884			神道祈禱所にて不良児收容保護、高知慈善協会高知博愛園	
明治18年	1885			私立予備感化院、山谷孤兒院(北海道)	植木枝盛「貧民論」『土陽新聞』
明治19年	1886	学校令公布 小学校令(勅令第14号) 代用簡易小学校令公布		愛知育兒院(愛知)、玫瑰塾(東京)、愛育社(大阪)	
明治20年	1887			岡山孤兒院(岡山)	
明治21年	1888			天主教貧兒教育所(京都)	
明治22年	1889	大日本帝国憲法発布 監獄則(勅令第93号) 窮民救助法案(廃案)		暁星園、大阪救兒院(大阪)、 広島修道院(広島)	
明治23年	1890	教育勅語 第1回帝國議會		平安徳義会(京都)、博愛社(大阪)、神戸貧民救済義会(兵庫)、聖若瑟教育院(大阪)、神戸孤兒院(神戸)	森知幾『貧民教育策』
明治24年	1891	濃尾大地震		婦人共立育兒会(東京)、大阪孤兒院、清菫幼女学舎(東京)、滝野川学園(障害児)	

社会的養護の前史

元号	年月	主要な社会の動向	児童保護関連制度	民間慈善活動(児童関連)	社会事業研究等の動向
明治25年	1892	日清戦争		上毛孤児院(群馬)、神戸報国義会(兵庫)、肥後慈恵会教育部(熊本)	
明治26年	1893			福島鳳鳴会(福島)、ペラミー孤児院(石川)	
明治27年	1894			富山慈済院(富山)、熊本天使園(熊本)	
明治28年	1895	日清講和条約調印		日本育児院(岐阜)、広島孤児院(広島)	安達達忠『乞児悪化の状況附収養法』
明治29年	1896	民法[第1編~第3編](法律第89号)、三陸大海嘯		鎌倉小児保育園(神奈川)、松江育児院(島根)、大阪汎愛扶植会(大阪)	日本社会政策学会成立
明治30年	1897			三重育児院(三重)、島崎育児園(熊本)	
明治31年	1898	内務省に地方局新設(勅令第259号) 民法[第4編、第5編]		吉江学園(福井)、菩薩会孤児院(岡山)、小樽育成院(北海道)、仏教慈善財団救民院(神戸)、自営館(宮城)	留岡幸助『慈善問題』
明治32年	1899	行旅病人及行旅死亡人取扱法(法律第93号)		家庭学校(感化・東京)、讃岐保育会孤児院(香川)、東京育成園(東京)、東北慈恵院(宮城)、新潟育児院(新潟)、横浜孤児院(神奈川)、遠江育児院(静岡)、京華養育院(京都)、広島育児院塩田村普済院(山口)、龍華孤児院(福岡)、明治訓育院(福岡)、博愛院(八代)、阿波国慈恵院(徳島)	横山源之助『日本之下層社会』
明治33年	1900		教育所ニ在ル孤児ノ後見人職務ニ関スル法律(法律第51号)、感化法(法律第37号)、未成年者喫煙禁止法(法律第33号)、棄児、迷児、遺児等テ教育所ニ在ルモノノ後見ニ関スル件(内務省令第11号)、救育所ニ在ル孤児ノ後見人職務執行ニ関スル特例ノ件(勅令第144号)	豊橋育児院(愛知)、八代ナザレ園(熊本)、清水育児院(岐阜)、函館慈恵院(北海道)、青森同情園(青森)、愛媛慈恵会(愛媛)、青森慈善院(青森)、宝珠育児園(新潟)、京都救済院(京都)、琴浦育児院(兵庫)、慈善会育児院(兵庫)、甘露育児院(岡山)、防長孤児院(山口)、相愛育児所(山口)、海南慈善会(香川)	大村仁太郎『児童矯弊論』、貧民研究会成立
明治34年	1901	足尾銅山事件		佐賀孤児院(佐賀)、長岡福田会(新潟)、和敬孤児院(新潟)、日本博愛社(兵庫)、山陰慈善家庭学校(島根)、愛媛慈恵会(愛媛)、小倉孤児院(福岡)、長崎孤児院(長崎)、三重済美学園(三重)	留岡幸助『家庭学校』
明治35年	1902			東北育児院(青森)、上川孤児院(北海道)、魚沼孤児院(新潟)、少年修徳会愛育院(東京)、四方育児院(富山)、鹿児島孤児院	留岡幸助『家庭学校第二編』
明治36年	1903			富士育児院(静岡)、高岡本江育児院、北国慈恵院(石川)、伊勢育児院(三重)、布引孤児院(兵庫)、岡山充治院(岡山)	

元号	年月	主要な社会の動向	児童保護関連制度	民間慈善活動(児童関連)	社会事業研究等の動向
明治37年	1904	日露戦争・韓国併合		滋賀県育兒院(滋賀)、山口育兒院(山口)、大分育兒院(大分)、九華恵風園(三重)、鶴岡育兒所、羽陽仏教育兒院(山形)、釈尊孤兒院(岡山)、呉孤兒院(広島)、慈善奉公会教養院(大分)	塘林虎五郎『貧兒寮無限の熱血』 石井亮一『白痴兒其研究及教育』
明治38年	1905			秋田感恩講(秋田)、金沢育兒院(石川)、若松育兒院(福島)、平安養育院(京都)、鹿兒島養育院(鹿兒島)	
明治39年	1906	東北大飢饉		札幌育兒院(北海道)、岩手養育院(岩手)、仙台基督教育兒院(宮城)、大和育成園(奈良)、仏教孤兒院(鳥取)、鳥取孤兒院(鳥取)、長崎育兒授産所(長崎)、茨城養育院(茨城)	エレン・ケイ著大村仁太郎訳『二十世紀は兒童の世界』
明治40年	1907	刑法(法律第45号)		静岡ホーム(静岡)	
明治41年	1908	監獄法(法律第28号)	感化法第一次改正 内務省感化救済事業講習会	岩内厚生園(北海道)	
明治42年	1909	米国にて第1回白亜会議開催		仏教感化弘済会(愛知)	井上友一『救済制度要義』
明治43年	1910			天理教養徳院(奈良)、博愛園(高知)	
明治44年	1911	工場法(法律第46号)公布(大正5年9月公布)、大逆事件判決		弘済会育兒院(大阪)	育兒事業協議会「第一回育兒事業協議会速記録」
大正元年	1912			和歌山孤兒院(和歌山)、下野三楽園(栃木)	
大正2年	1913	第1回国際児童保護会議(ベルギー・ブリュッセルにて)	東京府職業紹介所附設幼年保護所設立(浮浪児保護)	同情園(東京)	救済事業研究会
大正3年	1914	第一次世界大戦参戦		家庭学校、北海道に分校設立	小河滋次郎『児童保護概説』

参考1: 寺脇隆夫「2-児童福祉の歴史」 庄司洋子・松原康雄編著『児童家庭福祉』放送大学教育振興会 2003年3月 P34-P43

参考2: 全国社会福祉協議会・全国養護施設協議会『平成7・8年度全国養護施設一覽』